

杉並区職員措置請求監査結果

(体育施設の利用料金等に関する住民監査請求)

(平成22年11月)

杉並区監査委員

目次

第1	請求の受付	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の内容	1
	(1) 主張事実の要旨	1
	(2) 措置請求の要旨	2
第2	請求の受理	
1	要件審査	3
	(1) 請求人の住民資格	3
	(2) 措置請求の内容	3
	(3) 監査請求期間	3
2	受理	3
第3	監査の実施	
1	請求人の証拠の提出及び陳述	4
2	監査項目	4
3	対象部局	5
第4	対象部局の抗弁要旨	
	教育委員会事務局	6
1	体育施設等の使用料等について	6
	(1) 使用料と利用料金	6
	(2) 体育施設等の使用料等	6
2	社会体育団体登録制度について	7
	(1) 制度の位置づけ	7
	(2) 団体活動支援の意義	7
	(3) 今後の方向性	8
3	職員措置請求書に対する見解について	8
	(1) 請求人の主張の要旨	8
	(2) 請求人の主張に対する見解	8
	政策経営部	10
1	使用料について	10
2	職員措置請求書に対する見解について	11
	(1) 請求人の主張の要旨	11
	(2) 請求人の主張に対する見解	11
第5	監査の結果と判断	
1	監査結果	13
2	判断	13

(1) 請求人の「主張事実の要旨 ア」について	1 3
(2) 請求人の「主張事実の要旨 イ」について	1 4
3 意見	1 5

資料

1 措置請求書及び事実を証明する書面	
1 - 1 措置請求書（平成 2 2 年 9 月 2 1 日提出）	1 7
1 - 2 事実証明書（平成 2 2 年 9 月 2 1 日提出）	2 0
1 - 3 追加の証拠（平成 2 2 年 9 月 2 7 日提出）	1 2 1
2 抗弁書及び資料	
2 - 1 教育委員会事務局抗弁書	1 3 3
2 - 2 教育委員会事務局抗弁書資料	1 3 8
2 - 3 政策経営部抗弁書	1 8 5
3 条例、要綱	
3 - 1 体育施設条例	1 8 9
3 - 2 社会体育団体登録要綱	1 9 6

ホームページ掲載にあたり、請求人名は仮名とし、住所・職業は省略して掲載しています。また、資料1 - 2 及び1 - 3 「事実証明書、追加の証拠」（20～132 ページ）、資料2 - 2 「教育委員会事務局抗弁書資料」（138～184 ページ）並びに資料3 「条例、要綱」（189～197 ページ）の掲載は省略しました。

なお、省略した資料については、区政資料室及び杉並区立各図書館でご覧いただけます。

第1 請求の受付

1 請求人

A

2 請求書の提出

平成22年9月21日

3 請求の内容

請求人が提出した「杉並区職員措置請求書 杉並区教育委員会に関する措置請求」(平成22年9月21日、杉監査第2204号。以下、「体育施設の利用料金等に関する措置請求書」という。)は別添(資料¹)のとおりであるが、請求人の主張事実及び措置請求についての要旨は、次の(1)から(2)のとおりである。

(1) 主張事実の要旨

ア 杉並区の体育施設の利用料金・利用制度は、この10年近く基本的な見直しはまったくなされないまま放置され、近隣自治体との比較においてもたいへん大きな価格差を生じ、その価格が妥当なものならまだしも、利用収入ではまったく足りない経費に対して、利用しない区民の税金で大幅に補てんし続けているのが実態である。そうした税金の投入が広範な区民のサービスに使われているのかといえばそうではなく、常連化したごくごく一部の人たちに占有されているのが現状である。

具体的には、テニスコート・野球場の利用料金が異常に安く抑え続けられてきたことである。この料金の安さの実態は、経費の8割近くが税負担で賄われている。実際に施設を利用している人たちでさえ「安すぎる」「もっと高くしてもよい」と教育委員会のアンケートに回答している。

教育委員会が体育施設の利用料金・利用制度を長い間見直し・改善することなく放置してきたことは不誠実かつ職務怠慢であり、公共施設に対する一般区民の施設利用に対する公平性・公正性を損ない、常連化している一部の人たちだけに不当な利益を与え、区や一般区民に損害を与えてきた。

イ 利用に際して個人登録と団体登録があるが、この団体登録という制度がまったくひどいありさまである。利用料金を意味なく安くしている元凶でもある。団体登録の目的は団体を作ってみんなでスポーツを促進しようなどというものだったのかもしれないが、いまや体育施設を単に安く有利に使おうとするための悪用手段でしかない。団体は10名以上で3分の2以上が在住・在勤・在学であることとなっているが、同じ構成員があちこちの団体に所属していても何のチェックもできないため同じ申請書を持って体育施設を1

0カ所回れば、10の団体登録カードを作ることができる。現に体育施設の窓口には大型バインダーに団体カードを山のようにファイルして持つてくる人たちがいる。また団体登録しても実際に来るのはいつも同じ2、3人だったりするのは構成員の名義を借りて、団体料金で使っているだけである。個人カードで利用することと団体カードで利用することが料金以外に違いが何もなく、団体カードは、施設を単により安く有利に利用したい人たちに悪用されているだけのしるものである。

団体登録カードという不合理な登録制度を見直すこともなく維持し続けたことにより、公金の正しい賦課、徴収を怠り、テニスコートであれば個人料金2時間800円徴収できるところ、不合理な団体料金で400円しか徴収せず、差額の400円の収入を自ら放棄してしまっている。1枠の差額の400円が毎日発生するとして、平成15年から本年までの7年×365枠分×400円=102万2千円を逸失収入として算出し、その分を区に損害を与えた。

(2) 措置請求の要旨

上記逸失収入を区に損害を与えたものとし、その損害を回復するための必要な措置を求める。

また、請求が認められた際には、利用料金をただちに適正な価格に引き上げること、団体登録制度を直ちに廃止すること及び本件の経緯を杉並区報で公表することを求める。

第2 請求の受理

1 要件審査

(1) 請求人の住民資格

措置請求書の受付け時点における請求人の住民資格を確認した。

(2) 措置請求の内容

措置請求の要旨は、異常に安い利用料金及び不合理な登録制度を見直すこともなく放置し、公金の正しい賦課、徴収を怠ってきたことに伴い生じた損害の回復を求める主張であると認定した。

なお、請求人が求めている「請求が認められた際には、利用料金をただちに適正な価格に引き上げること、団体登録制度に直ちに廃止すること及び本件の経緯を杉並区報で公表すること」については、監査によってもたらされる事後的な結果についての期待の表明であり、直接的な監査対象にはならない。

(3) 監査請求期間

本件は、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実に対しての措置請求であるので、監査請求期間については、法第242条所定の要件を充足している。

2 受理

以上から、本件措置請求は法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成22年9月27日、受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年9月27日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

当日、請求人は請求の要旨を補足する陳述を行い、監査請求の対象について、「体育施設のうち庭球場に限定すること」の確認が行われた。

また、新たな証拠として、「体育施設利用料金の見直しについての教育委員会への質問に対する回答」(平成19年6月15日)及び「平成18年度「区政を話し合う会」(第7回阿佐谷)」議事録の提出を受けた。

なお、証拠の提出及び陳述は、請求人同意の下で、同一の請求人による別件の住民監査請求である「杉並区職員措置請求書 杉並区教育委員会に関する措置請求」(平成22年9月9日、杉監査第2203号。以下、「温水プールの利用に関する措置請求書」という。)に関する証拠の提出及び陳述と併せて行った。

2 監査項目

上記「1 請求人の証拠の提出及び陳述」に記載したように、請求人は、監査対象を庭球場に限定したうえで、平成15年度以降の庭球場使用料に係る損害の回復を求めている。ここで、違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実として住民監査請求の対象となる「公金」とは、「法令上、当該普通地方公共団体又はその機関の管理に属する現金、有価証券をいう(昭和23年10月12日行政実例)」、ものである。

ところで、本件庭球場使用料は、平成13年度以降、上井草運動場及び妙正寺体育館の庭球場については今日まで、また、松ノ木運動場及び和田掘調節池庭球場の庭球場については平成17年度まで、利用料を管理委託受託者又は指定管理者の収入とする利用料金制度を採っている。この利用料金制度は、平成3年の地方自治法改正により、管理委託者に係る制度として同法第244条の2第4、5項に規定され、その後、平成15年の指定管理者制度の創設に伴い、指定管理者に係る制度として、同法同条第8、9項に移行し、今日に至っているものである。利用料金は、公益上必要がある場合は条例で、それ以外の場合には、条例の定めるところにより指定管理者があらかじめ区の承認を得て定めるものとされており、その決定にあたっては使用料に近い規制がかけられているが、同時にそれは、当該指定管理者の収入として収受されるものであり、利用料金制度を採った期間の利用料は公金に該当しない。したがって、この期間については、「公金の賦課、徴収を怠る事実」としての住民監査請求の対象にはならない。

したがって、本監査請求は、平成18年度以降の松ノ木運動場、和田掘調節池庭球場及び(暫定)富士見ヶ丘運動場の庭球場利用料並びに法236条に規定される消滅時効が成立していない期間における柏の宮公園庭球場の利用料について、有効な請求と認め、監査を実施する。

監査の実施にあたっては、以下の2項目を監査項目とし、監査結果を導くこととした。

- 法令違反の有無について
- 事務手続き上の適否について

なお、利用料金は施設利用者である区民の負担という観点で見ると使用料とほぼ変わらないものであり、住民監査請求の対象にならないとする今回の判断が妥当かどうかは、議論の余地があるところである。少なくとも、指定管理者制度の基本協定、年度協定などに係わって、利用料金の設定が違法・不当である、などといった構成で住民監査請求がなされた場合には、あらためて別途の検討が必要と思われる。今回は、平成18年度以降の松ノ木運動場等の庭球場利用料に関する部分が有効な請求として認められ、請求人の主張の当否の検討が行われることになったため、請求の対象を絞ったままで良しとして審査を進めたが、多様な解釈、対応の余地があり得ることを付記する。

3 対象部局

教育委員会事務局及び政策経営部を監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、説明聴取及び関係書類の調査を行った。

なお、抗弁書等の表記が多岐にわたるため、以下、下表の通り表記を統一し、簡略化する。

本監査における表記について

項目	本監査における表記
地方自治法（昭和22年法律第67号）	法
杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）	体育施設条例
杉並区社会体育団体の登録に関する要綱（平成9年杉教社体発第42号）	社会体育団体登録要綱

第4 対象部局の抗弁要旨

教育委員会事務局

対象部局の一つである教育委員会事務局から、平成22年10月4日に抗弁書（別添資料²-1）が提出され、また、平成22年10月8日に説明を聴取した。提出された抗弁書及び聴取した説明内容の要旨は、次のとおりである。

1 体育施設等の使用料等について

（1）使用料と利用料金

普通地方公共団体は、法第225条で公の施設の利用につき使用料を徴収することができることを定め、法第228条第1項前段で、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとしている。

また、法第244条の2第8項では、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる、としている。利用料金は、同条第9項前段において「公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする」こととされており、杉並区の体育施設においては、体育施設条例で利用料金を定めている。

この利用料金制度は、平成15年6月に指定管理者制度が導入される以前の平成3年4月法改正によって導入された制度であり、杉並区の体育施設の関係では、平成13年度から導入している。

（2）体育施設等の使用料等

体育施設条例では、公園施設の使用料と体育施設の利用料金を定めるとともに、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体（社会体育団体）が使用する場合における体育施設等の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）は、一般使用に係るものを除き、その額の2分の1に相当する額とすることを定めている。

杉並区では、平成4年6月に、施設の使用料について全庁的な見直しを行い使用料を改正している。その際、団体登録制度の統一化にあたって、体育施設等を含めた登録団体が施設を使用する場合の使用料について、それまで減免等の取扱いが統一性を欠いていたことから、条例によって2分の1の額とする（以下「二重料金制」という。）ことを定めた。

その後、全庁的な使用料の見直しは平成9年6月に行い、使用料を改正するとともに、体育施設については、体育館の貸切使用を2時間単位の使用料とし、また、個人の使用料を設定したほか、温水プールについては全面及び半面の使用料設定からコース単位での使用料設定とした。

現行の体育施設等の使用料等は、平成9年度に改正したものを基本に、体育館の施設・設備の違いを勘案した改正を平成13年7月に行ったほか、施設の

新設等に伴って類似施設との均衡を図るとともに社会経済情勢を鑑みて決定してきたものである。

2 社会体育団体登録制度について

(1) 制度の位置づけ

社会体育団体登録制度（以下、「団体登録制度」という。）は、社会体育団体登録要綱に基づき、杉並区のスポーツ振興に寄与するものとして一定の要件を満たす団体を社会体育団体として登録するものであり、スポーツが持つ健康づくり、コミュニティづくりなどの機能を活かし、地域ぐるみ、家族ぐるみのまちづくりにつなげることで、スポーツを通じた豊かな地域づくりを進めるため、区民による自主的・継続的な団体活動を支援することを目的としたものである。

杉並区は、昭和52年に、杉並区基本構想を策定し、基本目標の一つである「区民の創造性をいかした文化都市づくり」の実現に向け、「各種文化、スポーツ活動の指導者を養成し、自主的なグループ活動の育成に努める」こととした。

また、昭和63年に策定した杉並区基本構想では、将来像の一つである「文化の創造と交流のあるまち」の実現に向けて、「各世代の区民が心身ともに健康で生きがいのある人生を実現するには、生涯にわたって学習志向やスポーツ活動への参加意欲、そして文化・芸術面のさまざまな欲求に対応しうる体制の確立が求められている。」との認識の下、「区民のスポーツ・レクリエーション活動の促進、地域での社会体育の充実のために、施設の整備をはかり、スポーツリーダー、ボランティアの養成につとめる」こととした。

そして現在の杉並区基本構想である「杉並区21世紀ビジョン」においては、4つの目標の一つである「4 未来（あす）を拓（ひら）く人をつくろう」の中で、「だれもが、生涯にわたって学びあい、文化・芸術やスポーツに親しめる環境を整え、創造的な文化を世界にも発信できるはつらつとしたまち」をつくるための施策の基本指針として、「区民一人ひとりがそれぞれの年代に合わせて、『いつでも、どこでも、だれでも』学習、スポーツ活動が行える環境を整え、学んだ成果が地域活動にいかせる、まちづくりをすすめる」ことを定めている。

このように杉並区では、いつの時代においても、スポーツを通じた地域づくり、まちづくりを基本的な政策の柱の一つとし、スポーツ活動が行える環境の整備として、施設の充実とともに自主的なグループ活動の育成等に努めてきたのであり、団体登録制度は、そのための重要な施策として位置付けているものである。

(2) 団体活動支援の意義

スポーツ振興の方法論として、スポーツ教室等の事業を実施するだけでなく、

自主的にスポーツを行う団体を育成・支援することで、全体としてスポーツ人口を増やしていくことができる。また、個人がスポーツを継続するためには、「指導者、仲間、場所」が必要と言われているが、団体を育成・支援することでその要素が満たされ、団体の構成員である区民（個人）の継続的なスポーツ活動を推進し、健康・体力づくりに寄与することができる。

その結果、スポーツが持つコミュニティづくりの機能によって、個人的な趣味としての活動にとどまらず、地域づくりに寄与する活動へと繋げることができる。

(3) 今後の方向性

団体活動の重要性は認められるが、制度としての支援の方法については、様々議論のあるところである。

社会体育団体に対する優遇措置については、例えば集会施設の使用料も二重料金制としていることなどから、全庁的課題と受け止めているが、団体活動支援の意義を踏まえて、他区の状況や利用者の声なども考慮の上、検討する必要があるものと認識している。

3 職員措置請求書に対する見解について

(1) 請求人の主張の要旨

略

(2) 請求人の主張に対する見解

利用料金は指定管理者の収入であり自治体の収入ではないため公金には当たらない。平成15年度以降のさざんかねっと対象のスポーツ施設における使用料と利用料金等の別は、資料7のとおりである。

公金たる使用料については、法第225条で、普通地方公共団体は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる旨を規定し、法第228条第1項前段において、使用料に関する事項については条例で定めなければならないことを規定しているが、その他に特段の規定がないことからすれば、使用料を徴収するかどうか、その金額をどのように定めるか等については、普通地方公共団体の合理的裁量に委ねられているものと解される。杉並区では、適正な受益者負担について、社会経済情勢を勘案した上で、適宜、必要な見直し等を行い体育施設条例を改正してきたものである。なお、利用料金は公金ではないが、指定管理者制度を適用している杉並区の体育施設の利用料金は、使用料との均衡を図るため体育施設条例で定めている。

団体登録制度は、杉並区の基本的な政策であるスポーツを通じた地域づくり、まちづくりに向けた重要な施策の一つとして、区民による自主的・継続

的な団体活動を支援するという一般行政目的としてのものであって、財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為には当たらない。よって、仮に同制度に不合理な点があったとしても、「違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」としての対象となるものではない。

体育施設等の使用料等は、体育施設条例に定めるところにより二重料金制とし、体育施設の利用者からは、公の施設の利用の対価としてあらかじめ設定された使用料を徴収しているものである。社会体育団体に適用される使用料とその他の利用者に適用される使用料に差額が発生すること自体を損害とする理由はない。

現行の団体登録制度では、同一人が複数の団体に所属することまでは禁じておらず、手続きのために窓口を訪れた利用者が複数の登録カードを管理していたからといって、直ちに不正な行為であるとは認められない。また、請求人は「団体登録しても実際に来るのはいつも同じ2、3人」と主張しているが、仮にそのような場合があったとしても、登録・更新時に構成員の要件を確認している以上、直ちに団体の実態が存在しないと認めることはできない。

しかし、実態は同一団体であるにもかかわらず、別団体として登録したり、登録証を団体間で貸与し合うような、本来の登録制度の目的に反する利用が認められる場合は、その是正を図ることは当然のことであり、現にそのような事例が発見されたときには注意・警告を行っているところである。

これまでも、杉並区公共予約システムさざんかねっとスポーツ施設ガイドブックでは、二重登録はできないこと、登録証は他人に譲渡したり貸与したりすることはできないこと、使用枠の譲渡はできないことを明記している。各施設においても、警告文の明示、窓口での確認や指導を行っているが、登録団体に対しては、登録時や施設使用時などの機会を捉えて、より積極的に登録制度の意義について理解を求めていく必要があるものと考えている。

また、今後、団体登録の際に当該団体の構成員が他団体の構成員と重複する割合を一定に制限することなども検討していく時期にあるものと認識している。

なお、社会体育団体に対する優遇措置については、全庁的課題と受け止めているが、団体活動支援の意義を踏まえて、他区の状況や利用者の声なども考慮の上、検討していく必要があるものと考えている。

以上、述べたとおり、体育施設条例で定められた二重料金制の下、体育施設の利用者からは公の施設の利用の対価として体育施設条例に規定された使用料を適正に徴収しているのであるから、公金の賦課、徴収を怠っているという主張

に理由はなく、杉並区には何ら損害は発生していない。

政策経営部

対象部局の一つである政策経営部から、平成22年10月4日に抗弁書（別添資料²-3）が提出され、また、平成22年10月8日に説明を聴取した。提出された抗弁書及び聴取した説明内容の要旨は、次のとおりである。

1 使用料について

使用料については、法第225条において、「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」ことを定めている。

また、法第228条において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」としており、今回の杉並区職員措置請求書に係る体育施設条例のほか、「杉並区行政財産使用料条例（昭和50年条例第44号）」、「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年条例第40号）」等により、その使用料を定めている。

使用料の全面的な見直しは、平成9年6月に行っている。その際の算定方法及び主な改正点は以下のとおりである。

（算定方法）

- 1 使用料改定の基本方針（昭和60年）及び前回改定の算定基準に準じて、施設維持を行うために必要な基本的な経費を施設利用者の負担として使用料を算出した。

（主な改正点）

- 1 老朽化の進む杉並公会堂及び杉並会館については、現行使用料を据え置いた。
- 2 激変緩和
施設使用料が大幅に増額となるものについては、利用者の負担を考慮して現行使用料の1.2倍の使用料とした。
ただし、現行の使用料が400円以下で、今回計算結果が100円以上増となるものについては、100円を増額することとした。
- 3 体育施設について下記の見直しをした。
体育館に新たに個人使用料を設定した。
温水プールの全面貸切・半面貸切を廃止し、コース貸しの使用料を設定した。
体育館の使用料設定時間を2時間とした。
- 4 精神障害者福祉手帳の交付を受けている者の利用に減免制度を適用した。

使用料の設定については、「使用料改定の基本方針（昭和60年）」において、以下のとおりとしている。

- 1 適正な受益者負担を求めるといふ考え方にたちつつも、原価の一部負担方式により使用料を算定するものとする。
ただし、その「原価」についての考え方は次のとおりとした。
同種機能をもつ施設の維持管理経費の合計額を
使用可能な総時間で除し
一時間当たりの一平方メートル使用料単価から算出するという
満度に使用された時、初めて維持管理経費を償うことができる
- 2 同種の施設（規模、機能などがほぼ等しい施設）を使用する場合は、使用料が同額となるよう、相互の均衡を図るものとする。
- 3 目的外使用など、前記1の方式により難い施設については、同種類施設の利用効果に着目し、その使用料に準じて算定するものとする。
- 4 使用料の改定にあたっては、利用者の負担を配慮して、激変緩和措置をとる必要があると思料される。

2 職員措置請求書に対する見解について

(1) 請求人の主張の要旨

略

(2) 請求人の主張に対する見解

平成9年6月に区の使用料の全面改訂を行った後、体育施設については、施設・設備の整った体育館とそれ以外の体育館とでは利用者の受益に違いがあることから、平成13年に使用料の改定を行った。

その後も体育施設に限らず使用料を設定すべき施設の新設・改修の際には、類似施設との均衡を図りながら条例改正を行い、使用料を設定してきたところである。

先に述べたように使用料の全面改訂は平成9年度以降行っていないが、見直しの検討は庁内で行っており、直近では平成21年11月に実施している。

この結果、「今回は現下の社会経済情勢の中での区民負担増に繋がる見直しは行わないこと」としている。

このように、庁内で問題意識を持っていないのではなく、検討は必要に応じて行っており、現下の景気動向を斟酌した結果、改定を見送ってきたものである。

請求人は、「平成21年度 体育施設利用者満足度調査結果報告書」の10ページの下から3段目、「いっぱい税金を使っている様なのでもう少し値上げしてもいいかなと思います」という記載及び一番下の段、「テニスコート利用者ですが、利用料金が安くて嬉しいのですが、もう少し高くても良い」という記載をもとに、利用者自身が利用料金の値上げを容認していることを

主張しているものと思料する。

しかし、同資料は、体育施設利用者を対象にしたアンケート調査の結果であり、そこに記された意見は、利用料金についての個別具体的な問いかけに対する回答ではなく、当該体育施設の設備やサービスについて気づいた点や不満な点について記されたものである。

さらに、同資料の5ページの「(11)施設の設備やサービスに対する満足度」では、「施設の利用料金設定81.5%」と現行の利用料金に対する満足度が高いことを示しており、同資料12ページの下から2段目には、「少年野球なのでもう少し料金が安くなると助かります」との記載がある。このことから、利用者が料金値上げを容認していることを主張する根拠にはあたらない。

以上、述べたとおり、使用料の見直し検討の結果、現下の経済状況を考慮したことにより使用料の改定を見送ってきた実態があり、そのことが不誠実かつ職務怠慢にあたるものではない。

第5 監査の結果と判断

1 監査結果

本件措置請求については、平成22年11月5日、監査委員の合議により、次のように決定した。

決定：請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

2 判断

(1) 請求人の「主張事実の要旨 ア」について

請求人は、「杉並区の体育施設の利用料金・利用制度は、この10年近く基本的な見直しはまったくなされないまま放置され、近隣自治体との比較においてもたいへん大きな価格差を生じている。教育委員会が体育施設の利用料金・利用制度を長い間見直し・改善することなく放置してきたことは一般区民の施設利用に対する公平性・公正性を損ない、常連化している一部の区民だけに不当な利益を与え、区や一般区民に損害を与えてきた、」旨の主張をしている。

これに対し政策経営部は、「平成9年6月に使用料の全面改定を行った後、体育施設については、平成13年に使用料の改定を行った。全面改定は平成9年以降行っていないが見直しの検討は庁内で行っており、直近では平成21年11月に実施している。使用料の検討は必要に応じ行っており、現下の景気動向を斟酌した結果、改定を見送ってきたものである、」旨の抗弁をしている。また、教育委員会事務局は、「適正な受益者負担について、社会情勢を勘案した上で、適宜必要な見直し等を行い体育施設条例を改正してきたものである、」旨の抗弁をしている。

(判断)

施設の使用料については、本来、その自治体の地域特性や住民福祉向上の観点、あるいは利用実態、住民ニーズ等を総合的に勘案し、各々の自治体が政策的な判断に基づき決定すべきものである。対象部局である政策経営部の抗弁では、使用料等の検討が行われなかったのではなく、その都度検討を行ったものの、その時々々の社会情勢や景気動向等を踏まえて総合的に判断し、結果として使用料の改定を見送ってきたものとしている。検討の内容は十分に確認することはできなかったものの、直近では平成21年11月の検討記録も確認したところであり、抗弁内容は事実と認めることができる。したがって、近隣自治体と比べて低額であることや長い間使用料の改定がなされないことをもって違法・不当とする理由とはならない。なお、使用料の改定については、多くの区民の関心の高い事柄であり、上記のとおり検討がなされたのであれば、本来その都度検討結果を区民に周知し、説明責任を果たすことが望ましい。今後の対

応にあたり留意されることを要望する。

(2) 請求人の「主張事実の要旨 イ」について

請求人は、「団体登録という制度がまったくひどいありさまである。利用料金を意味なく安くしている元凶でもある。団体登録の目的は団体を作ってみんなでスポーツを促進しようなどというものだったのかもしれないが、いまや体育施設を単に安く有利に使用するための悪用手段でしかない。同じ構成員での複数団体の登録や名義貸しなどの不正行為が行われている、」旨を主張する。

これに対し教育委員会事務局は、「現行の団体登録制度では、同一人が複数の団体に所属することまでは禁じておらず、手続きのために窓口を訪れた利用者が複数の登録カードを管理していたからといって、直ちに不正な行為であるとは認められない。また、請求人は『団体登録しても実際に来るのはいつも同じ2、3人』と主張しているが、仮にそのような場合があったとしても、登録・更新時に構成員の要件を確認している以上、直ちに団体の実態が存在しないと認めることはできない。しかし、実態は同一団体であるにもかかわらず、別団体として登録したり、登録証を団体間で貸与し合うような、本来の登録制度の目的に反する利用が認められる場合は、その是正を図ることは当然のことであり、現にそのような事例が発見されたときには注意・警告を行っている。また、杉並区公共予約システムさざんかねっとスポーツ施設ガイドブックでは、二重登録はできないこと、登録証は他人に譲渡したり貸与したりすることはできないこと、使用枠の譲渡はできないことを明記している。各施設においても、警告文の明示、窓口での確認や指導を行っている、」旨の抗弁をしている。

(判断)

杉並区では、団体登録制度を設け、体育施設条例により登録団体の使用料を一般使用料の2分の1とすることにより、団体の支援・育成を促進し、スポーツ振興を図ってきた。基本的にスポーツ振興をどのような手段や方法により進めるかについては、各自治体の政策的判断に委ねられており、その限りにおいて住民監査請求の対象となるものではない。しかし、その制度が悪用され、本来適用されるはずの使用料の徴収を不正に逃れている実態を把握していながら、これに対して正規の使用料を賦課・徴収せず放置しているのであれば、「怠る事実」として監査対象となりうる。この点について、請求人は悪用の例として同じ構成員での複数団体の登録や名義貸しなどを挙げているが、特定できる程度に具体的には示していない。一方、教育委員会は不正行為についての周知を行うとともに、団体の登録・更新の際に名簿をチェックし要件を確認してお

り、現に不正が発見されたときには注意・警告を行っているとしていることから、それなりに不正防止に努めるとともに、不正行為を把握した場合には必要な措置をとっていることがうかがえる。教育委員会の対応は、団体登録制度の悪用を防ぐという面から課題は残るものの、直ちに違法・不当なものとは認められない。したがって、団体登録制度には多くの課題があることは否定できないとしても、それをもって、団体登録制度それ自体を違法・不当なものとは言えないのである。

以上のことから、体育施設使用料の設定及び団体登録制度の運用において、公金の正しい賦課・徴収を怠り、区に損害を与えたと判断できるものはなく、請求人の主張には理由がない。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、体育施設ニーズの高まり、体育施設の利用状況等を踏まえて、公平性・公正性の観点から団体登録制度や社会体育団体に対する優遇措置のあり方等について、抜本的に見直し等されることを期待する。

平成22年9月21日杉並区監査第2204号収受

杉並区職員措置請求書

杉並区教育委員会に関する措置請求

1 請求の要旨

杉並区の体育施設の利用料金・利用制度は杉並区体育施設等に関する条例（資料1①②）に基づいていますが、この10年近く基本的な見直しはまったくなされないまま放置され、近隣自治体との比較（資料2①～⑥）においてもたいへん大きな価格差を生じ、その価格が妥当なものならまだしも、利用収入ではまったく足りない経費に対して利用しない区民の税金で大幅に補てんし続けているのが実態です（資料3）。それは区の行政監査でも指摘されているところです（資料7）。そうした税金の投入が広範な区民のサービスに使われているのかといえばそうではなく、常連化したごくごく一部の人たちに占有され、また安さの魅力で集まる多くの区外の人や大学生サークルの厚生施設化しているのが現状なのです。教育委員会が体育施設の利用料金・利用制度を長い間見直し・改善することなく放置してきたことは不誠実かつ職務怠慢であり、公共施設に対する一般区民の施設利用に対する公平性・公正性を損ない、常連化している一部の人たちだけに不当な利益を与え、区や一般区民に損害を与えてきたといえます。

一番の問題はまず杉並区のテニスコート・野球場の利用料金が異常に安く抑え続けられてきたことです。近隣自治体のそれとの差は資料2のとおりたいへん大きなものになっています。この料金の安さが徹底した経費削減・卓抜した管理運営ノウハウなどといったものによって実費として成り立っているのなら何も言うことはありません。しかし実態は資料3のとおり、実に経費の8割近くが税負担で賄われているのです。資料4のとおり実際に施設を利用している人たちでさえ「安すぎる」「もっと高くしてもよい」と教育委員会のアンケートに回答しているのです。それなのに資料5のとおり教育委員会は何年たっても『社会経済情勢や区民の利便性等を考慮し、全庁的にその要否等を検討することとしており』改訂はまったく念頭にないようなのです。なぜこうしたおかしい実態を長年放置し、直そうとしてこなかったのか？

2番目の問題として、利用料金が絶対的に安すぎるということとも関係しますが、利用登録に際して、個人登録と団体登録（資料6）がありますが、この団体登録という制度がまったくひどいありさまなのです。利用料金を意味なく安くしている元凶でもあります。団体登録の目的は団体を作ってみんなでスポーツを促進しようなどというものだったのかもしれませんが、いまや体育施設を単に安く有利に使おうとするための悪用手段でしかないのです。団体は10名以上で3分の2以上が在住・在勤・在学であることとなっていますが、同じ構成員があちこちの団体に所属していても何のチェックもできないため同じ申請

書を持って体育施設を10カ所回れば、10の団体登録カードを作ることができるのです。現に体育施設の窓口には大型バイダーに団体カードを山のようにファイルして持ってくる人たちがいます。また団体登録しても実際に来るのはいつも同じ2、3人だったりするのは構成員の名義を借りて、団体料金で使っているだけなのです。個人カードで利用することと団体カードで利用することが料金以外に何か違いがあるかといえば何もないのです。団体カードだから個人カードで使う人より利用者数が多いとか、団体カードだからスポーツを促進している人たちだなどということはまったくないのです。ですから団体カードなどは今や何の意味もなく、単により安く有利に利用したい人たちに悪用されているだけのしろものなのです。資料7の行政監査結果にもそうしたことは指摘されています。

経費の赤字を税の投入でうめることだけが問題ではなく利用実態そのものに問題が多々あります。それは教育委員会のアンケートの回答にもあるように、たまに利用しようとしてもほとんど抽選に当たらないと感じている区民が圧倒的に多いことであり、それは実際に利用している人たちでさえ痛感していることです。しかし実際に利用している人たちは常連化しているのです。公共施設の公平性を保つため、例えば個人でも団体でも1日1枠しか使えないという制限を設けている自治体は多いのですが、杉並区は人気の高い土日祝日でさえその制限を設けていません。大会などの予備日が必要なくなり一般に開放されるような場合、それはだれしもがやりたい土日祝日ですが、制限がないため同じ個人・団体が取り放題になっています。教育委員会は、それはルールに則っているのだから問題はないと開き直り、そのルールがおかしいということ認めないのです。認めれば是正の対応をとらなければなりません、それはまた予算措置が必要だったり、上司を説得したり、条例改正のため議会の根回しを必要としたりするなどたいへん負担がかかること（それが本当は仕事なのですが）ですから、自分の任期中にはしたくないでしょう。

教育委員会は少なくとも公共施設予約システムの「さざんかねっと」の前の「すぽーつねっと」使用時である平成15年より今日まで異常に安い利用料金を適切に見直すこともなく放置し、また団体登録カードという不合理な登録制度を見直すこともなく維持し続けたことにより公金の正しい賦課、徴収を怠ってきました。

監査結果によりますと、平成20年度の46%が団体の使用です。例えば本来テニスコートであれば個人料金として2時間800円徴収できるところ、不合理な団体料金で400円しか徴収できず、差額の400円の収入を自ら放棄してしまっています。1枠の差額の400円が毎日発生するとして、平成15年から本年までの7年×365枠分×400円＝102万2千円を逸失収入として算出し、その分を区に損害を与えたものとしてその損害を回復していただくべく必要な措置を求めます。あわせてなぜこうした仕組みが長い間続いてきたのか今回の請求審査の中で明らかにされるものと信じます。

請求が認められた際には、利用料金をただちに適正な価格に引き上げること、団体登録制度に直ちに廃止すること及び本件の経緯を杉並区報で公表することを求めます。

最後に添付した資料8にあるように私は本件について議会での審議を求めた陳情を再三

繰り返してきましたが一度として採り上げられることなく今日を迎えていることは杉並区の行政が機能不全に陥っているのではないかと大変危惧していることをつけくわえて本請求が正当に審査されることを切に願います。

2 請求者

A

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成22年9月21日

杉並区監査委員（あて）

（注） 請求人が提出した事実証明書について、個人情報については、「 」で表示した。

平成22年10月4日

抗 弁 書

杉並区監査委員 あて

杉並区教育委員会
教育長 井出隆安

1 体育施設等の使用料等について

(1) 使用料と利用料金

地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条では、「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」ことを定め、同法第228条第1項前段において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」としている。

一方で同法第244条の2第3項では、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる」こととしており、同条第8項では、「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる」としている。利用料金は、同条第9項前段において「公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする」こととされているが、杉並区の体育施設においては、杉並区の体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号。以下「体育施設等条例」という。）で利用料金を定めている。

この利用料金制度は、平成15年6月の地方自治法の一部改正（平成15年法律第81号）に伴って指定管理者制度が導入される以前の平成3年4月の同法改正（平成3年法律第24号）によって導入された制度であり、杉並区の体育施設の関係では、平成13年度から導入している。

(2) 体育施設等の使用料等

体育施設等条例では、公園施設の使用料と体育施設の利用料金を定めるとともに、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体（社会体育団体）が使用する場合における体育施設等（体育施設等条例により設置する体育施設及び教育委員会が管理する公園施設をいう。以下同じ。）の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）は、一般使用に係るものを除き、その額の2分の1に相当する額とすることを定めている。

杉並区では、平成4年6月に、集会施設、体育施設、宿泊施設、目的外使用

施設等を含む施設の使用料について全庁的な見直しを行い使用料を改正している。その際、併せて団体登録制度の統一化を図るとこととし、体育施設等については施設の利用実態を考慮し別に運用することとしたが、その他の施設（宿泊施設等を除く。）については、共通の要綱を制定して団体登録を行うこととした。この団体登録制度の統一化にあたって、体育施設等を含めた登録団体が施設を使用する場合の使用料について、それまで減免等の取扱いが統一性を欠いていたことから、条例によって2分の1の額とする（以下「二重料金制」という。）ことを定めた。（資料1）

その後、全庁的な使用料の見直しは平成9年6月に行い、使用料を改正するとともに、体育施設については、体育館の貸切使用を2時間単位の使用料とし、また、個人の使用料を設定したほか、温水プールについては全面及び半面の使用料設定からコース単位での使用料設定とした。（資料2）

現行の体育施設等の使用料等は、平成9年度に改正したものを基本に、体育館の施設・設備の違いを勘案した改正を平成13年7月に行ったほか、施設の新設等に伴って類似施設との均衡を図るとともに社会経済情勢を鑑みて決定してきたものである。（資料3）

2 社会体育団体登録制度について

（1）制度の位置づけ

社会体育団体登録の制度は、杉並区社会体育団体の登録に関する要綱に基づき、杉並区のスポーツ振興に寄与するものとして一定の要件を満たす団体を社会体育団体として登録するものであり、スポーツが持つ健康づくり、コミュニティづくりなどの機能を活かし、地域ぐるみ、家族ぐるみのまちづくりにつなげることで、スポーツを通じた豊かな地域づくりを進めるため、区民による自主的・継続的な団体活動を支援することを目的としたものである。

杉並区は、昭和52年に、総合的かつ計画的な行政運営の長期的指針として、「コミュニティの形成」と「公・共・私の役割と機能の確立」を基本的理念とする杉並区基本構想を策定し、総合目標である「緑の豊かな福祉文化都市」の実現に向けて定めた基本目標の一つ「区民の創造性をいかした文化都市づくり」のため、「各種文化、スポーツ活動の指導者を養成し、自主的なグループ活動の育成に努める」こととした。（資料4）

また、昭和63年に策定した杉並区基本構想では、「みどり豊かな福祉と文化のまち」杉並をめざして、「人間性の尊重」、「ふれあいと連帯の醸成」、「自然の文化の重視」という理念を掲げ、将来像の一つである「文化の創造と交流のあるまち」の実現に向けて、「人びとが人生の各段階で、余暇や自由な時間をどのように過ごすことができるかが、大きな課題である。こうした時代の状況をふまえて、各世代の区民が心身ともに健康で生きがいのある人生を実現するには、生涯にわたって学習志向やスポーツ活動への参加意欲、そして文化・芸術面のさまざまな欲求に対応しうる体制の確立が求められている。」との認識の下、「区民のスポーツ・レクリエーション活動の促進、地域での社会体育の充実のために、施設の整備をはかり、スポーツリーダー、ボランティアの養

成につとめる」こととした。(資料5)

そして現在の杉並区基本構想である「杉並区21世紀ビジョン」(平成12年策定)においては、杉並区の新しい将来像である『区民が創る「みどりの都市」杉並』を実現するために掲げた4つの目標の一つである「4 未来(あす)を拓(ひら)く人をつくろう」の中で、「だれもが、生涯にわたって学びあい、文化・芸術やスポーツに親しめる環境を整え、創造的な文化を世界にも発信できるはつらつとしたまち」をつくることを述べ、それを達成するための施策の基本指針として、『区民一人ひとりがそれぞれの年代に合わせて、「いつでも、どこでも、だれでも」学習、スポーツ活動が行える環境を整え、学んだ成果が地域活動にいかせる、まちづくりをすすめる』ことを定めた。(資料6)

このように杉並区では、いつの時代においても、スポーツを通じた地域づくり、まちづくりを基本的な政策の柱の一つとし、スポーツ活動が行える環境の整備として、施設の充実とともに自主的なグループ活動の育成等に努めてきたのであり、社会体育団体登録制度は、そのための重要な施策として位置付けているものである。

(2) 団体活動支援の意義

スポーツ振興の方法論として、スポーツ教室等の事業を実施するだけでなく、自主的にスポーツを行う団体を育成・支援することで、全体としてスポーツ人口を増やしていくことができる。また、個人がスポーツを継続するためには、「指導者、仲間、場所」が必要と言われているが、団体を育成・支援することでその要素が満たされ、団体の構成員である区民(個人)の継続的なスポーツ活動を推進し、健康・体力づくりに寄与することができる。

その結果、スポーツが持つコミュニティづくりの機能によって、個人的な趣味としての活動にとどまらず、地域づくりに寄与する活動へと繋げることができる。

(3) 今後の方向性

団体活動の重要性は認められるが、制度としての支援の方法については、様々議論のあるところである。

社会体育団体に対する優遇措置については、例えば集会施設の使用料も二重料金制としていることなどから、全庁的課題と受け止めているが、団体活動支援の意義を踏まえて、他区の状況や利用者の声なども考慮の上、検討する必要があるものと認識している。

3 職員措置請求書に対する見解について

(1) 請求人の主張の要旨

請求人は、「平成15年より今日まで異常に安い利用料金を適切に見直すこともなく放置し、また団体登録カードという不合理な登録制度を見直すこともなく維持し続けたことにより公金の正しい賦課、徴収を怠ってきました」と主張していることから、このことを地方自治法第242条第1項に定めるところ

による「違法又は（若しくは）不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」として、「例えば本来テニスコートであれば個人料金として2時間800円徴収できるところ、不合理な団体料金で400円しか徴収できず、差額の400円を自ら放棄」しているから、その差額が「毎日発生するとして、平成15年から本年までの7年×365枠分×400円＝102万2千円を逸失収入として算出し、その分を区に損害を与えたものとしてその損害を回復」するための措置を求めているものと思料する。

また、「請求が認められた際には、利用料金をただちに適正な価格に引き上げること、団体登録制度に（を）直ちに廃止すること及び本件の経緯を杉並区報で公表すること」を求めている。

（２）請求人の主張に対する見解

利用料金は指定管理者の収入であり自治体の収入ではないため公金には当たらない。平成15年度以降のさざんかねっと対象のスポーツ施設における使用料と利用料金等の別は、資料7のとおりである。

公金たる使用料については、地方自治法第225条で、普通地方公共団体は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる旨を規定し、同法第228条第1項前段において、使用料に関する事項については条例で定めなければならないことを規定しているが、その他に特段の規定がないことからすれば、使用料を徴収するかどうか、その金額をどのように定めるか等については、普通地方公共団体の合理的裁量に委ねられているものと解される。杉並区では、適正な受益者負担について、社会経済情勢を勘案した上で、適宜、必要な見直し等を行い体育施設等条例を改正してきたものである。なお、利用料金は公金ではないが、指定管理者制度を適用している杉並区の体育施設の利用料金は、使用料との均衡を図るため体育施設等条例で定めている。

社会体育団体登録制度は、杉並区の基本的な政策であるスポーツを通じた地域づくり、まちづくりに向けた重要な施策の一つとして、区民による自主的・継続的な団体活動を支援するという一般行政目的としてのものであって、財政の維持及び充実に目的とする財務会計上の行為には当たらない。よって、仮に同制度に不合理な点があったとしても、「違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」（たとえば、法令又は条例の根拠なくして特定の者に対して地方税の課税を免除し、又は使用料等の徴収を免除することなどをいう。（松本英昭著逐条地方自治法第5次改訂版））としての対象となるものではない。

体育施設等の使用料等は、条例に定めるところにより二重料金制とし、体育施設の利用者からは、公の施設の利用の対価としてあらかじめ設定された使用料を徴収しているものである。社会体育団体に適用される使用料とその他の利用者に適用される使用料に差額が発生すること自体を損害とする理由はない。

現行の社会体育団体登録制度では、同一人が複数の団体に所属することまで

は禁じておらず、手続きのために窓口を訪れた利用者が複数の登録カードを管理していたからといって、直ちに不正な行為であるとは認められない。また、請求人は「団体登録しても実際に来るのはいつも同じ2、3人」と主張しているが、仮にそのような場合があったとしても、登録・更新時に構成員の要件を確認している以上、直ちに団体の実態が存在しないと認めることはできない。

しかし、実態は同一団体であるにもかかわらず、別団体として登録したり、登録証を団体間で貸与し合うような、本来の登録制度の目的に反する利用が認められる場合は、その是正を図ることは当然のことであり、現にそのような事例が発見されたときには注意・警告を行っているところである。

これまでも、杉並区公共予約システムさざんかねっとスポーツ施設ガイドブックでは、二重登録はできないこと、登録証は他人に譲渡したり貸与したりすることはできないこと、使用枠の譲渡はできないことを明記している。各施設においても、警告文の明示、窓口での確認や指導を行っているが、登録団体に対しては、登録時や施設使用時などの機会を捉えて、より積極的に登録制度の意義について理解を求めていく必要があるものと考えている。

また、今後、団体登録の際に当該団体の構成員が他団体の構成員と重複する割合を一定に制限することなども検討していく時期にあるものと考えている。

なお、社会体育団体に対する優遇措置については、先の「社会体育団体登録制度について」の「今後の方向性」の項で述べたように全庁的課題と受け止めているが、団体活動支援の意義を踏まえて、検討していく必要があるものと考えている。

以上、述べたととおり、条例で定められた二重料金制の下、体育施設の利用者からは公の施設の利用の対価として条例に規定された使用料を適正に徴収しているのであるから、公金の賦課、徴収を怠っているという主張に理由はなく、杉並区には何ら損害は発生していない。

資料 2-3

平成22年10月4日

杉並区監査委員 あて

抗弁書

杉並区政策経営部長
高 和 弘

1、使用料について

使用料については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条において、「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」ことを定めている。

また、同法第228条において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」としており、今回の杉並区職員措置請求書に係る「杉並区体育施設等に関する条例(昭和53年条例第3号)」のほか、「杉並区行政財産使用料条例(昭和50年条例第44号)」、「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例(昭和53年条例第40号)」等により、その使用料を定めている。

使用料の全面的な見直しは、平成9年6月に行っている。その際の算定方法及び主な改正点は以下のとおりである。

(算定方法)

- 1 使用料改定の基本方針(昭和60年)及び前回改定の算定基準に準じて、施設維持を行うために必要な基本的な経費を施設利用者の負担として使用料を算出した。

(主な改正点)

- 1 老朽化の進む杉並公会堂及び杉並会館については、現行使用料を据え置いた。
- 2 激変緩和
施設使用料が大幅に増額となるものについては、利用者の負担を考慮して現行使用料の1.2倍の使用料とした。
ただし、現行の使用料が400円以下で、今回計算結果が100円以上増となるものについては、100円を増額することとした。
- 3 体育施設について下記の見直しをした。
 - ① 体育館に新たに個人使用料を設定した。
 - ② 温水プールの全面貸切・半面貸切を廃止し、コース貸しの使用料を設定した。

- ③ 体育館の使用料設定時間を2時間とした。
- 4 精神障害者福祉手帳の交付を受けている者の利用に減免制度を適用した。

使用料の設定については、「使用料改定の基本方針（昭和60年）」において、以下のとおりとしている。

- 1 適正な受益者負担を求めるという考え方にたちつつも、原価の一部負担方式により使用料を算定するものとする。
ただし、その「原価」についての考え方は次のとおりとした。
 - ① 同種機能をもつ施設の維持管理経費の合計額を
 - ② 使用可能な総時間で除し
 - ③ 一時間当たりの一平方メートル使用料単価から算出するという
 - ④ 満度に使用された時、初めて維持管理経費を償うことができる
- 2 同種の施設（規模、機能などがほぼ等しい施設）を使用する場合は、使用料が同額となるよう、相互の均衡を図るものとする。
- 3 目的外使用など、前記1の方式により難い施設については、同種類施設の利用効果に着目し、その使用料に準じて算定するものとする。
- 4 使用料の改定にあたっては、利用者の負担を配慮して、激変緩和措置をとる必要があると思料される。

2、職員措置請求書に対する見解について

(1) 請求人の主張の要旨

請求人は、「体育施設の利用料金・利用制度を長い間見直し・改善することなく放置してきたことは不誠実かつ職務怠慢であり、公共施設に対する一般区民の施設利用に対する公平性・公正性を損ない、常連化している一部の区民だけに不当な利益を与え、区や一般区民に損害を与えてきた」としている。「杉並区のテニスコート・野球場の利用料金が異常に安く抑え続けられてきたこと」により、「経費の8割近くが税負担で賄われて」おり、利用料金については、「施設を利用している区民でさえ「安すぎる」「もっと高くしてもよい」と教育委員会のアンケートに回答している」ことから、利用料金の見直し・値上げを求めているものと思料する。

(2) 請求人の主張に対する見解

- ① 平成9年6月に区の使用料の全面改訂を行った後、体育施設については、施設・設備の整った体育館とそれ以外の体育館とでは利用者の受益に違いがあることから、平成13年に使用料の改定を行った。
その後も体育施設に限らず使用料を設定すべき施設の新設・改修の際には、

類似施設との均衡を図りながら条例改正を行い、使用料を設定してきたところである。

先に述べたように使用料の全面改訂は平成9年度以降行っていないが、見直しの検討は庁内で行っており、直近では平成21年11月に実施している。

この結果、「今回は現下の社会経済情勢の中での区民負担増に繋がる見直しは行わないこと」としている。

このように、庁内で問題意識を持っていないのではなく、検討は必要に応じて行っており、現下の景気動向を斟酌した結果、改定を見送ってきたものである。

- ② 請求人は、資料4の「平成21年度 体育施設利用者満足度調査結果報告書」の10ページの下から3段目、「いっぱい税金を使っている様なのもう少し値上げしてもいいかなと思います」という記載及び一番下の段、「テニスコート利用者ですが、利用料金が安くて嬉しいのですが、もう少し高くても良い」という記載をもとに、利用者自身が利用料金の値上げを容認していることを主張しているものと思料する。

しかし、同資料は、体育施設利用者を対象にしたアンケート調査の結果であり、そこに記された意見は、利用料金についての個別具体的な問いかけに対する回答ではなく、当該体育施設の設備やサービスについて気づいた点や不満な点について記されたものである。

さらに、同資料の5ページの「(11)施設の設備やサービスに対する満足度」では、「②施設の利用料金設定81.5%」と現行の利用料金に対する満足度が高いことを示しており、同資料12ページの下から2段目には、「少年野球なのでもう少し料金が安くなると助かります」との記載がある。このことから、利用者が料金値上げを容認していることを主張する根拠にはあたらない。

以上、述べたとおり、使用料の見直し検討の結果、現下の経済状況を考慮したことにより使用料の改定を見送ってきた実態があり、そのことが不誠実かつ職務怠慢にあたるものではない。

